

平成26年度長官所長会同・議事概要

(6月18日, 19日実施)

1 民事裁判の紛争解決機能を全体として高めるために取り組むべき課題について

協議事項の提案庁から意見表明がされ、以下の概要のとおり、協議が行われた。

【概要】

(1) 地裁における部の機能の活性化と所長の役割

ア 部の機能の活性化の本質的理解の浸透

まず、民事裁判には、①民事訴訟の複雑困難化に対応した質の高い判断の実現、②継続的な審理運営改善という二つの課題があり、これに対応するためには、世代や経験年数を異にする裁判官が所属する「部」の機能を活性化していくことが重要であることが再確認された。

そして、部の機能の活性化とその背景にある部全体としての事件処理という発想は、大きな抵抗感なく受け入れられつつあり、部によっては、合議事件・単独事件の振り分け基準や合議事件の選定プロセスの見直し、部内各係の事件係属状況や審理・判断上の問題点とその克服策の共有化、単独事件の審理運営や判断についての部内の意見交換の実施などの面で一定の具体的実践が行われるようになったとの例が多数紹介された。

もともと、部や裁判官による意識の温度差はなお存在しており、一定の取組が行われている場合であっても、民事裁判の二つの課題と結びつけて、審理の在り方を見直し、部内で協議して改善していくところまで至っておらず、部の機能の活性化の目的が意識されていない、部の機能の活性化は付合議だけを目的とするものではなく、部内での意見交換の活性化、審理運営方法の共有、陪席の指導・育成といったことも重要であるはずであるのに、こうしたトータルとしての部の機能は十分に意識されていないとの指摘もあり、部の機能の活性

化の本質的理解の浸透を図る必要があるとの認識で一致した。

イ 合議の充実

また、質の高い判断を実現するとともに技法の継承を図っていくためには、部の機能の活性化の中核をなす合議を充実させることが必要不可欠であるものの、合議事件への右陪席の関与については、合議のあるべき姿についての具体的なイメージが共有されておらず、右陪席によってまちまちであり、個々の右陪席のやる気・能力・経験・繁忙度等によって左右されているというのが実情である。比較的熱心に合議に関わっている右陪席にあっても、判決起案段階の関与が中心となっていて、争点整理段階からの実質的な関与は全体として十分といえない。部総括も遠慮からか、あるべき合議の姿や右陪席の関与について部内で正面から話題に出して意思疎通を図るまでに至っていないなどの指摘があった。そして、右陪席の実質的な関与を得る上での隘路について、これまで実質的に合議に関与してこなかった右陪席は、単独中心の意識が根強く、合議への関与の具体的なイメージを持っておらず、その意義を実感できていない、部総括は、右陪席の負担増について過度の遠慮をしているのではないかなどの意見が述べられた。これらの隘路に対応するためには、右陪席を実質的に合議に関与させてその意義を実感させることが有益であり、その関与を得やすくするためには、各裁判官が事件類型や手続段階に応じたメリハリのある右陪席関与のイメージを共有し、部総括がそれにふさわしい合議事件の訴訟運営を行うことが重要であって、今後は右陪席の合議関与のイメージを更に具体的に検討していく必要があるという指摘については異論がなかった。

ウ 庁全体としての取組

さらに、部の機能の活性化に向けた庁としての取組については、管内の民事担当裁判官が定期的集まって協議をしている、部総括交代時には所長が新部総括にそれまでの取組状況を説明している、弁護士会との間で審理運営に関する協議会を開催しているなどの例が多く紹介された一方、同じ庁においても、

部によって取組にばらつきがあるなどの実情が紹介され、取組を一部の部による散発的な取組に終わらせないため、各部における取組が庁全体で共有され、継続的な取組態勢を構築していくことが重要であるとの認識で一致した。

エ 今後の取組方策

以上のとおり、この問題は、長年培われてきた民事裁判官の固定観念を変えていこうというものであるから、所長としては、取組の重要性を自ら認識して相当の覚悟を持って継続的に裁判官の意識改革に取り組み、理解と実践を働きかけていく必要があるとの認識で一致した。そして、特に右陪席の合議事件への実質的な関与を得るためには、右陪席はもとより部総括の意識改革も進める必要がある上、取組の進捗状況を把握し、事務分配や人的配置等の態勢面で配慮することが求められており、また、部の数の少ない中小規模庁において取組を継続的なものとするためには、所長と部総括との連携をより強化する必要があるとの認識で一致した。

(2) 簡裁を取り巻く環境変化と課題

ア 地簡裁の連携と役割分担を視野に入れた運用改善とその定着に向けた取組

次に、簡裁においては、近年、法曹人口の増加や弁護士費用保険の普及を背景に、双方に代理人が就く交通損害賠償訴訟が急増しているほか、民事調停でも権利意識の高い利用者が増えていることから、訴訟においては、訴額に応じた簡裁にふさわしい訴訟運営に取り組み、調停においては法的観点を踏まえた調停運営に取り組む必要があることが確認された。

そして、簡裁判事は、互いに審理運営について話したがらず、審理運営のノウハウが共有されていない傾向にあるが、上記のような取組は、個々の裁判官が事件において実践するのみならず、庁として、組織的、継続的な取組を行うことが重要であるとの認識で一致し、具体的な取組例として、書記官室も巻き込んで庁としての統一的な審理運営方針を定めること、その結果を弁護士会に持ち込んで協力を求めることなどが紹介された。

さらに、簡裁の審理は、地裁での審理の在り方にも大きな影響があることから、簡裁の課題に対応するためには、簡裁と地裁の役割分担を踏まえた連携も重要であることが確認され、簡裁と地裁の意見交換会を実施する、裁量移送基準を策定する、簡裁の審理に有益な情報提供を地裁が行う、地裁の窓口担当裁判官制度を使いやすいものに改善するなどの取組が有益であるとの意見が多数出された。

イ 所長の果たすべき役割

次に、こうした取組を進める前提として、所長は、各簡裁の実情を正確に把握する必要性があることが確認され、その具体的な方法として、協議会の場を利用するほか、所長自らが簡裁判事と直接話をする機会を設ける、司掌者や書記官を通じて事情を聞くなどの方法があるとの指摘がされた。

その上で、運用改善の取組を庁として進めるために、所長としては、直接又は司掌者を介するなどして、簡裁判事に対して取組を進める動機付けを行いながら働きかけ、書記官室も含めてプラクティスの共有を図る態勢をとるほか、所長がリーダーシップをとって外部機関との協議を行うことが有用であるとの意見が出され、地方裁判所の裁判官からの協力も得ながら、引き続き簡裁の機能強化に向けた取組が継続的に行われるよう働きかける必要があるとの認識で一致した。

2 家庭裁判所の機能強化に向けて裁判官がその役割を適切に果たしていくために取り組むべき課題について

協議事項の提案庁から意見表明がされ、以下の概要のとおり、協議が行われた。

【概要】

(1) 家事調停事件について

ア 取組の現状及び裁判官が果たすべき役割と課題

家事調停については、家庭裁判所の法的紛争解決機能を強化するため、各裁判官が、家事事件手続法の趣旨を十分に理解し、裁判官として重点的に関与すべきポイントを踏まえて、調停委員の理解を得つつ、庁の実情に応じた効果的な取組を進める必要があることが確認された。

各庁は、庁の実情を踏まえた重点的に関与すべきポイントの整理や、書面評議を含めた評議の活用方法の検討等、いずれも具体的で実践的な運営改善の取組を進めているが、取組の現状については、庁全体ではなく一部の又は個々の取組にとどまり、必ずしも効果的なものではない、取組に積極的であった裁判官の転出による取組の後退が懸念されるといった指摘があった。

取組において裁判官が果たす役割については、調停の手続主宰者として指導力を発揮して、当事者の言い分と紛争の対立点を的確に整理し、これを調停の場で共有することにより、当事者の主体的解決力を引き出すこと、関係職種が必要な場面でその役割を発揮できるようにマネジメントをすべきこと、事案を法的観点から検討し、当事者に見通しを説明するなど、納得を得られる運営を実践していく役割を果たすべきことなどの意見があった。

家事事件手続法施行後、裁判官の意識は変化しつつあるが、期待される役割からするとまだ十分ではない裁判官もいるとの指摘があった。このような現状の背景について、家庭裁判所の裁判官特有の問題として、関係職種が多く裁判官の果たすべき役割が一義的に明確とはいえないため、人任せになりやすいこ

と、合議がほとんどなく、事務処理が個人プレーになりがちであることなど、家庭裁判所の持つ構造的要因にもその原因があるのではないかとの指摘もあった。

イ 取組における所長の役割及び裁判官への働きかけの在り方

このような問題状況を踏まえ、裁判官の意識を高めるための所長の役割及び裁判官への働きかけの在り方について、意見交換された。

まず、現在行っている取組については、客観的なデータ等の効果検証を取組に反映し、裁判官の交替後も持続する組織的な事務処理態勢の構築が必要であるが、そのための所長の役割としては、庁の実情に応じた裁判官が最低限関与すべきポイントや評議の方法を全庁的に確認しておくこと、取組の内容や実践結果をまとめた事務処理要領等について支部を含めた管内で共有化すること、小規模庁ではテレビ会議を利用するなどして他庁との間で取組についての協議の場を設けること、自ら事件処理を行っている立場を活用し、検証を試みて裁判官に効果検証の視点を提供したり、関与の在り方を議論したりすることなどの意見があった。

また、所長は、裁判官に対し、効果的かつ継続的な働きかけをしていく必要がある、その際には、各裁判官に対し、家庭裁判所が社会の要請に応えるためには、家庭裁判所全体としての合理的な処理態勢の構築が必要であるとの視点を持って、個々具体的な課題を検討し、効果を検証し、改善に取り組むように働きかけていくことが不可欠であるとの指摘があった。

以上のような議論を経た結果、社会の要請に応じて家庭裁判所の法的紛争解決機能を強化するため、所長としては、支部を含む管内の実情を十分に把握し、裁判官の意識を高め、庁の実情に応じた効果的な取組が更に進むようリーダーシップを発揮していく必要があるとの共通認識が得られた。

(2) 後見関係事件について

ア 取組の現状及び裁判官が果たすべき役割と課題

家庭裁判所は、後見関係事件が累増している中であっても、保護を必要とする本人が財産的不利益を受けることのないように、法的観点から、適正な管理監督と財産保護の措置を図ることが要請されており、後見関係事件については、後見制度支援信託の活用を含め、不正行為を防止するための取組を更に進めつつ、監督事務等の事務処理を合理的な在り方に見直すなど、引き続きその運営を改善していく必要があることが確認された。現状では、一部の庁を除き、後見制度支援信託の活用を含む不正行為を防止するための取組がなお不十分であるといった指摘があり、また、事務処理の在り方の見直しについても、現状は十分に進んでいないとの指摘があった。

このような問題状況において、裁判官は、関係職種を取りまとめ、後見関係事件の処理について、庁全体としての統一的な方針を定めるとともに、専門職団体との粘り強い協議を通じてその協力を取り付けるなど、その指導力と行動力を十分に発揮することが期待されたとの認識で一致した。

裁判官がこのように積極的なリーダーシップを発揮しているといった実情の紹介もあったが、なお十分とはいえないのではないかと指摘もあった。その原因としては、家事調停事件における議論と同様に、家庭裁判所の裁判官特有の問題として、職種が多く裁判官の果たすべき役割が一義的に明確とはいえないこと、後見関係事件を家庭裁判所に所属する裁判官全員に均等に分配しているため、事件処理に関する庁全体の方針を中心となって検討する裁判官がおらず、ノウハウも蓄積されないままとなったこと、研究会の成果の還元も、具体的な実践に結びつけるようなものではなかったこと、小規模庁や支部においては、裁判官が他の訴訟事件等も担当しているため、後見関係事件の処理が後回しになりがちであることなどが指摘された。

イ 取組における所長の役割及び裁判官への働きかけの在り方

このような問題状況を踏まえ、裁判官の意識を高めるための所長の役割及び裁判官への働きかけの在り方について、意見交換された。

まず、事務分配を見直し、特定の裁判官に後見関係事件の処理を集中させ、その裁判官に庁全体の処理方針を策定、検討させることは、後見関係事件の処理に責任感を持たせるとともに、裁判官の問題意識を高めることに非常に有効であるとの意見があった。

また、支部の裁判官に対しては、本庁と支部との間で、積極的に協議会等を通じた意見交換を実施し、問題意識を高めることにつなげているといった意見もあった。

そのほか、所長が、裁判官に対し、将来的な後見関係事件の増加が見込まれる中、事務の在り方を不断に検討し、合理的、効率的な方向に見直しを続けていく必要がある旨繰り返し問いかけ、具体的な危機感を持たせて意識を高めるよう努めているとの意見もあった。

3 裁判員法施行後5年を経て裁判運営の経験が蓄積されつつある中で、裁判官と裁判員とのより実質的な協働を実現するために取り組むべき課題について

協議事項の提案庁から意見表明がされ、以下の概要のとおり、協議が行われた。

【概要】

(1) 裁判員との協働を巡る問題点

ア 裁判員との協働を巡る裁判官の意識

裁判員法施行後5年を経て、裁判員裁判の運営については順調に推移していると評価できる一方で、裁判員裁判の運営については、公判中心の審理イメージが共有されていないという指摘がなされるなど、公判中心の審理や迅速な公判前整理手続の実現になお課題が存することには大きな異論はなかった。

裁判官の意識としては、精密司法への親和性や書面依存の傾向は変化してきているという意見も少なくなかった一方、制度施行当初に比して相当に多量の書証を取り調べているのに、そのことに対する問題意識が感じられず、施行後5年を経てそうした傾向からの脱却という改革への熱意が薄らいでいるのではないかと指摘もあった。また、裁判官の間で、評議を見据えた分かりやすい公判中心の審理を目指すべきであるという理念自体は共有されているものの、その実践の有無、程度にばらつきがあるとの意見もあった。そして、そもそもこうした評価に差があること自体、協働の前提となる公判審理及び争点整理の在り方について裁判官の間で認識の共有化が進んでいないのではないかと指摘する意見もあった。

イ 評議を見据えた争点整理及び公判審理

評議での議論を振り返ると、結局公判審理に問題があったことに気付く経験があるといった紹介がされるなど、裁判官と裁判員の協働の中核が評議であること、その評議において適切な議論を行うためには、争点整理を適切に行って公判審理の焦点を定め、これに即して公判審理を行わなければならないという

点で異論はなかった。

しかし、自白事件を例に、単に争点は量刑とした上で、関連性の薄いものも含めて幅広い証拠調べを行うといった運用が見られるとの指摘があり、そのような運用の原因として、裁判官が、当事者の訴訟活動に配慮する余り必要な関与をすることにまで躊躇し、公判前整理手続における議論が不十分になってしまうという点や、公判審理の焦点が明らかでなくても、裁判員には評議の段階で審理内容を整理して説明すればよいと考えてしまうという点が挙げられた。

ウ 裁判員との協働を実現するための評議

評議に関する議論は緒についたところであり、これから深めていかなければならないとの指摘があり、さらに、裁判官と裁判員の考え方の違いを意識しながら、法律家として説明して理解を得るべき事項が多いにもかかわらず、裁判官が果たすべき役割が共有されないままに、裁判員に意見を述べてもらうことばかりに重点が置かれているのではないかといった問題提起がなされた。

なお、施行から5年を経て事件を担当する裁判官の世代交代が進んでいることに関連し、量刑評議における裁判官の説明の在り方についての制度施行のころの議論や成果が、現在裁判員裁判を担当している裁判官に必ずしも伝わっておらず、議論が発展していないのではないかとする意見があった一方、説明の時機や方法等に関する工夫は制度施行当初より進化しているとする意見もあった。

(2) 実質的協働の観点から、あるべき評議、判決を実現するための方策

ア 各庁の取組状況

(ア) 裁判官相互の議論

裁判員裁判の在り方が協働を実現するものとなっているかについては、具体的な素材を基に、批判的観点から忌憚のない意見交換を行うことが重要であるとの意見があり、事例検討会などにおいて、裁判官同士で厳しい批判も交えた率直な意見交換が行われ、有益な議論になっているとの意見が多数述

べられた。

その規模については、裁判体内部、自庁の刑事部裁判官全員、更には同じ高裁管内の他庁の裁判官の参加を得て行うものまで、各庁の規模や実情に応じて様々な工夫が行われている状況が紹介された。

(イ) 法曹三者による議論

裁判員裁判の在り方について、法曹三者の間で率直かつ実質的な議論を行うため、個別事件を担当した法曹三者による事件終了後の反省会や、法曹三者の有志による勉強会等を行っているとの紹介が多数あった。その際には、裁判官の目指すところを説明するだけでなく、それを実現するための当事者側の隘路やそれを克服するための方策について議論していく必要があり、三庁間の公式の協議の場のみならず、有志が集まる非公式の協議の場を活用することが有益であるとの指摘があった。

イ 所長の果たすべき役割

所長が、各庁における取組状況を把握した上で、適切な司法行政上の働きかけをしていくことが必要であることに異論はなく、具体的な方策については、次のような例が示された。

(ア) 裁判官相互の議論の場の設定とその結果の蓄積

上記のとおり、裁判官が具体的な素材を基に本音で批判的に意見交換を行うことのできる場を設けることが重要であることから、所長において、そのような場の設定を促している例が紹介され、その中には、所長が出席している例の紹介もあった。

さらに、議論を承継し発展させていくためには、現在行っている議論を成果物の形にし、それを基礎に次の段階へと議論を発展させていくことが必要であるとの意見があった。

(イ) 法曹三者による実質的な議論の場の設定と関与

法曹三者の間で率直かつ実質的な議論を行うため、個別事件終了後の反省

会，若手や有志による勉強会等といった場を設けることについて，所長としても刑事部と協力して取り組んでいきたいとの意見があった。さらに，所長においても，法曹三者の間で協議されている内容に関心を持ち，重要と考えるテーマについて参加する裁判官を通じて議論で取り上げてもらうなど，適切に関与していくことが必要であるとの意見があった。

(ウ) 所長と検察庁，弁護士会との意見交換

裁判員裁判の現状や課題について，検察庁の幹部や弁護士会の役員との意見交換を行っている例の紹介があった。また，法曹三者であるべき裁判員裁判を作り上げていく機運を高めるため，裁判員経験者に対するアンケート結果を活用した働きかけを検討している旨の意見があった。

(エ) 協議会等における議論を各庁に還元する仕組みの整備

協議会や研究会等における議論の内容について，参加した裁判官やその属する庁にとどまらず，裁判員裁判を担当するすべての裁判官に還元されるような仕組みを整備していくことが必要であることについては異論がなかった。

4 若手・中堅裁判官の成長支援について考慮すべき事項について

協議事項の提案庁から意見表明がされ、以下の概要のとおり、協議が行われた

【概要】

(1) 成長支援に関する所長の役割について

ア 若手・中堅裁判官の実情

若手・中堅裁判官（特例判事補の後半から判事1期目終了頃までの時期の裁判官）が、これまでの自らの経験のみに依拠することなく、更なる成長への意欲を持ち続け、広い視野と柔軟な思考力を身につけることが重要であるとの認識で一致した上で、若手・中堅裁判官の現状について議論がされた。

若手・中堅裁判官のほとんどは、能力や意欲の面で大きな問題はみられないとの意見が多く出された。また、若手・中堅裁判官のうち、特例判事補の後半では、外部経験等により裁判実務経験の長短に差があること等から、事件処理能力に若干のばらつきが見られるが、長期的にはある程度収斂するとの意見が出された。もっとも、一部の裁判官には、和解に取り組む粘り強さや合議の中で厳しい議論に耐えるという面でやや淡泊な傾向があるとの指摘や、大規模庁においては、自らの事件処理に集中し、視野が限定的になる傾向があるとの指摘があったが、その一方で、委員会活動等に関与することにより、その能力や意欲を向上させていくことも多いとの意見が出された。

次に、判事補外部経験について議論がされ、実際に外部経験を経た者との意見交換の結果を踏まえて、弁護士職務経験については、事件の背景や当事者に対する配慮等に対する意識が高まった、民間研修については、実際の企業現場におけるコストに対する意識や、組織としてのマネジメントの認識が高まったなどの経験者の感想が紹介された。また、外部経験を経た者は、自らの経験を客観的に整理し、復帰後の職務にも積極的に活かしているとの意見が述べられ、

外部経験が若手・中堅裁判官の成長において、視野を広げ、訴訟当事者の立場や社会における多様な価値観を理解する上で、重要な意義を有するとの認識で一致した。その一方で、外部経験を経た者の中には、少数ではあるが、外部経験により裁判実務の経験に空白を生ずることに不安を有する者がいるとの指摘や、外部経験から復帰する際、それぞれの裁判官の実情に見合った配置を考慮することが必要であるとの意見があった。

また、各庁において、外部経験から復帰した者による報告の機会を設けているとの紹介がなされたが、外部経験により得られた成果を集約・蓄積し、裁判所組織全体に還元するために、より組織的な取組についても更に検討すべきであるとの意見が出された。

イ 部総括裁判官の現状

部における合議の充実が若手・中堅裁判官の成長支援の基本であるとの認識で一致した上で、部総括裁判官が、陪席裁判官に対し、当事者との対話を通じて紛争を解決に導く人格的な能力の涵養にも積極的に関与していく必要があるとの指摘や、自らの経験を積極的に伝えとともに、裁判官としての在り方についても深い議論をする場を設けていくことが重要であるとの指摘があった。

ウ 所長の役割

左陪席裁判官と若手・中堅裁判官による勉強会に所長が参加し、適宜意見や経験談を述べて、刺激を与えるようにしているなどの工夫例が紹介された。

(2) 10年を経た人事評価の実情と課題について

ア 「対話型」人事評価の実情

人事評価制度について議論がされ、評価者と被評価者との面談を中核とする対話型の人事評価は、概ね安定的に運用されており、裁判官の成長支援の観点からも重要な役割を果たしているとの認識で一致した。その上で、充実した面談や人事評価を実現するためには、評価者である所長ができる限り客観的かつ

多角的な情報の収集に努めることが重要であるとの指摘があった。

イ 自己研さんに向けた適切なアドバイスの在り方

自己研さんに向けた適切なアドバイスの在り方について議論がなされ、面談においては、本人に自分自身の課題に気付かせ、その克服に向けた道のを考えさせることが重要であるとの認識で一致し、そのための工夫例が紹介された。

(3) 司法研修所における研修の充実

司法研修所における研修について議論がなされ、若手・中堅裁判官の実情や課題に即した研究会の在り方について意見交換がされた。また、研修への参加意欲を促進するためには、所長や部総括裁判官の働きかけが重要であるとの意見が出されるとともに、研修参加の支障を取り除くための工夫例が紹介された。また、研修参加者から他の裁判官への研修結果を還元することの重要性についての指摘があった。

以 上